

類似商品・役務審査基準とは

- 1 出願された商標が、他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、かつ、出願に係る指定商品又は指定役務が同一又は類似のものである場合は、商標登録を受けることはできません（商標法第4条第1項第11号）。

* 商標法第4条第1項第11号

当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第6条第1項（第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

- 2 類似商品・役務審査基準（以下「本審査基準」といいます。）は、商品や役務の類否を判断する一般的基準である商品の生産部門・販売部門の共通性、原材料・品質の共通性、用途の共通性、需要者の範囲の共通性及び完成品・部品の関連性や役務の提供の手段・目的又は場所の共通性、提供に関連する物品の共通性、需要者の範囲の共通性及び業種の共通性等を商品・役務ごとに検討を行い、各商品と類似する商品、各役務と類似する役務の類否関係を整理したものです。
- 3 商標の審査においては、出願された商標が、前記拒絶理由に該当するか否かを審査するに当たり、出願された商標に係る指定商品・指定役務と他人の登録商標に係る指定商品・指定役務との類否を、原則として、本審査基準に基づいて判断するものとします。

本審査基準は、互いに類似すると推定される商品・役務をグルーピング化したもので、同じグループの商品・役務には、数字とアルファベットの組合せからなる共通のコードである類似群コードが付され、同じ類似群コードが付された商品・役務については、審査において類似と推定されます。

＊ 商標審査基準（改訂第 16 版）

商標法第 4 条第 1 項第 11 号（先願に係る他人の登録商標）（抜粋）

11. 商品又は役務の類否判断について

商品又は役務の類否は、商品又は役務が通常同一営業主により製造・販売又は提供されている等の事情により、出願商標及び引用商標に係る指定商品又は指定役務に同一又は類似の商標を使用するときは、同一営業主の製造・販売又は提供に係る商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係にあるかにより判断する。

（1）商品の類否について

商品の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮するものとする。
この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- ① 生産部門が一致するかどうか
- ② 販売部門が一致するかどうか
- ③ 原材料及び品質が一致するかどうか
- ④ 用途が一致するかどうか
- ⑤ 需要者の範囲が一致するかどうか
- ⑥ 完成品と部品との関係にあるかどうか

（2）役務の類否について

役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮するものとする。
この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- ① 提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか
- ② 提供に関連する物品が一致するかどうか
- ③ 需要者の範囲が一致するかどうか
- ④ 業種が同じかどうか
- ⑤ 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか
- ⑥ 同一の事業者が提供するものであるかどうか

（3）商品役務間の類否について

商品と役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- ① 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか
- ② 商品と役務の用途が一致するかどうか
- ③ 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか
- ④ 需要者の範囲が一致するかどうか

（4）商品又は役務の類否判断における取引の実情の考慮について

（省略）